

市第 127 号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

横浜市星川地域ケアプラザ	を  に改める。
横浜市星川地域ケアプラザ 横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ	

別表第 3 中

「横浜市仏向地域ケアプラザ」を  
「横浜市仏向地域ケアプラザ  
横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ」  
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づき横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 提 案 理 由

横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザを設置するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

別表第 1（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
（省 略）	
（省 略）	横浜市保土ヶ谷区
横浜市星川地域ケアプラザ	
<u>横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ</u>	
（省 略）	

別表第 3（第 2 条第 3 項及び第 4 項）

（省略）

横浜市仏向地域ケアプラザ

横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ

（省略）

